

平成24年11月14日

電波の利用状況の調査等に関する省令  
の一部を改正する省令案について  
(平成24年11月14日 諮問第34号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(後潟課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5874

## 電波の利用状況の調査等に関する省令の 一部を改正する省令案について

### 1 諮問の概要

電波の利用状況調査は、電波法に定める3,000GHz以下の周波数の電波の利用状況を、おおむね3年を周期として①770MHz以下、②770MHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超の周波数の区分ごとに調査し、電波の有効利用の程度を評価しているところである。

今般、アナログテレビジョン放送の終了に係る700MHz帯の周波数再編に伴い、上記の周波数帯の区分の一部見直しを行うものである。

なお、当該見直しの概要については、別紙のとおりである。

### 2 省令改正の概要

電波の利用状況調査に係る周波数帯の区分のうち、「770MHz」を「714MHz」に改正するものである。

### 3 施行期日

平成24年12月 公布・施行（予定）

# 電波の利用状況の調査の周波数帯の区分の見直しの概要

アナログテレビジョン放送の終了に係る700MHz帯の周波数再編に伴い、周波数帯の区分の見直しを行うこととする（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）の改正）。

【現行】

- ① 770MHz以下
- ② 770MHz超3.4GHz以下
- ③ 3.4GHz超

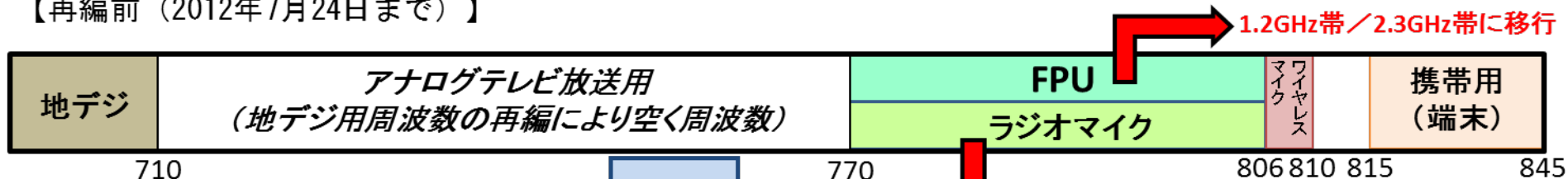
【改正】

- ① 714MHz以下
- ② 714MHz超3.4GHz以下
- ③ 3.4GHz超

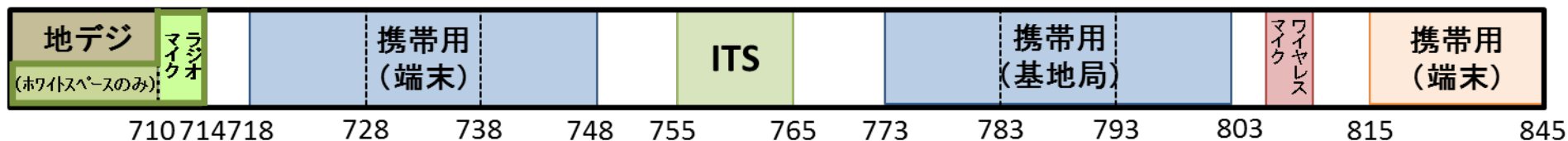
## 変更理由

- ・700MHz帯で利用されることとなる携帯電話のシステムについては、800MHz帯、1.5GHz帯及び2GHz帯で利用される携帯電話のシステムと同一の周波数帯の区分に含めた方が、電波の有効利用の程度が評価がしやすい。
- ・同一年度に他の周波数帯を利用する携帯電話のシステムと合わせて調査することにより、免許人の調査回答負担、行政側の調査発送負担等の業務の重複が避けられる。

【再編前（2012年7月24日まで）】



【再編後（2012年7月25日以降）】



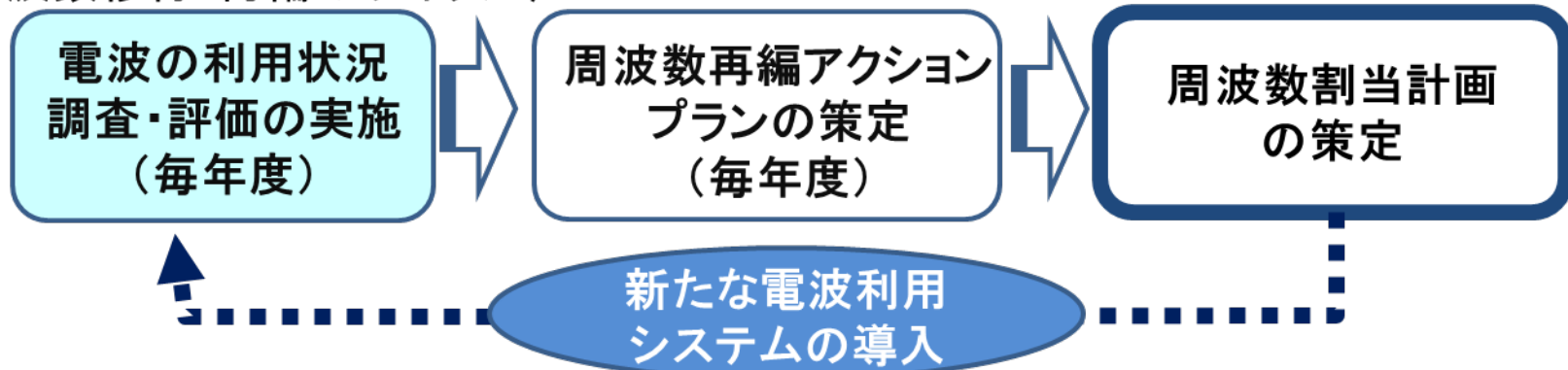
※ 放送用に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数

本年度中に省令改正を行い、平成25年度調査から、新区分（714MHz超3.4GHz以下）にて実施。

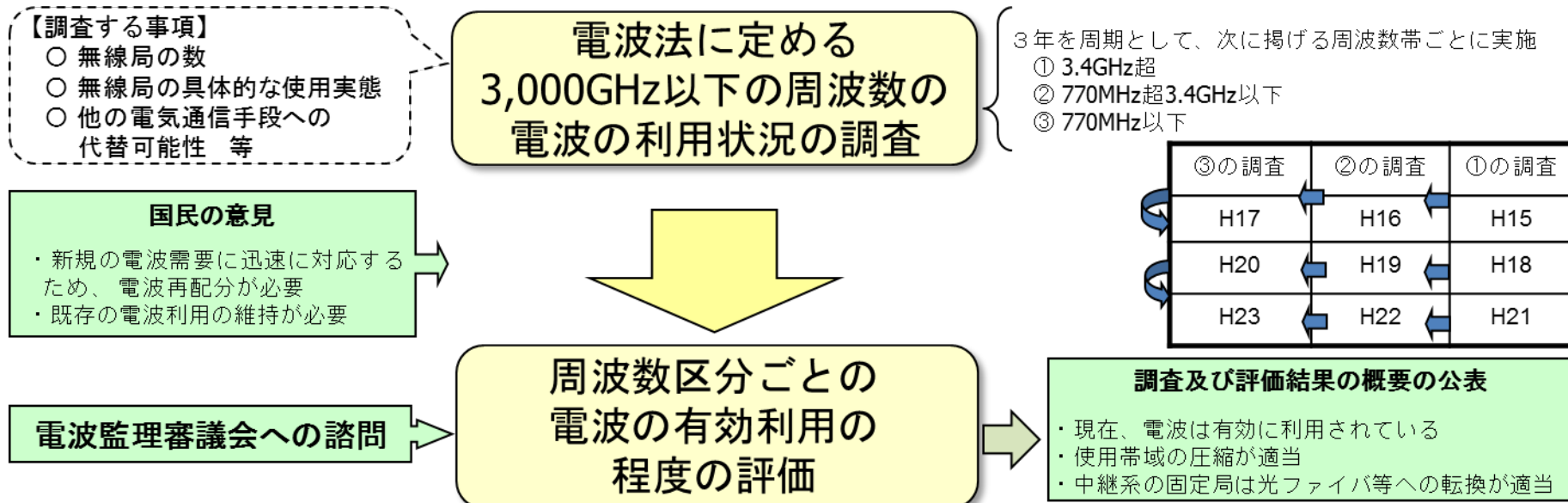
# 電波の利用状況の調査、公表制度の概要

- 新たな電波利用システムが導入できる周波数を確保するため、毎年、電波の利用状況を調査・評価。また、周波数の移行・再編の方向性を示す周波数再編アクションプランを策定。
- この結果等に基づき、総務大臣が周波数割当計画を策定。

## 〈周波数移行・再編のサイクル〉



## 〈電波の利用状況調査の制度概要〉



平成 24 年 11 月 14 日

周波数割当計画の作成案について  
(平成24年11月14日 諮問第35号)

[WRC-12による国際周波数分配表の改正等に伴う作成]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、渡辺係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の作成について

(WRC-12による国際周波数分配表の改正等に伴う作成)

### 1 諮問の概要

2012年（平成24年）1月及び2月に開催された世界無線通信会議（WRC-12）において、国際的な周波数分配や技術基準等を取り決めている無線通信規則（RR：Radio Regulations）が改正され、2013年（平成25年）1月1日に発効する。

このため、RRの周波数分配表の改正等の結果を、我が国の周波数分配を定める周波数割当計画へ反映させるものである。

なお、現行の周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）を廃止し、新たに周波数割当計画を作成するものである。

### 2 周波数割当計画の主な変更点

＜WRC-12の結果を受けて変更するもの＞

- (1) 8.3-11.3kHz帯における気象援助業務の追加  
8.3-11.3kHz帯の3kHz幅を、雷観測を行うため気象援助業務（受信用）用として追加する。
- (2) 472-479kHz帯におけるアマチュア業務の追加  
472-479kHz帯の7kHz幅をアマチュア業務用として追加する。
- (3) 4-25MHz帯における海上移動業務の周波数の削除及び追加  
4-25MHz帯の海上移動業務の周波数のモールス用等の一部を削除し、データ伝送用を追加する。
- (4) 3-50MHz帯における無線標定業務の追加  
海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に関する研究に用いられる海洋レーダーのため、3-50MHz帯の8つの帯域に無線標定業務の周波数を追加する。
- (5) 150MHz帯における移動衛星（地球から宇宙）業務及び航空移動（OR）業務の追加  
150MHz帯の海上移動業務において、安全航行のため、船舶が船舶自動識別装置（AIS）情報を利用しているが、衛星でAIS情報を受信可能とするため移動衛星（地球から宇宙）業務の周波数を追加する。また、AIS情報を利用した航空機の搜索救助活動を可能とするため、航空移動（OR）業務を追加する。
- (6) 2483.5-2500MHz帯における無線測位衛星（宇宙から地球）業務の世界的な一次業務への格上げ  
2483.5-2500MHz帯の無線測位衛星（宇宙から地球）業務において、グローバルな無線測位衛星システムの実現のため、世界的な一次業務に格上げする。

- (7) 5GHz帯における航空移動（R）業務の追加  
無人航空機システム（UAS）の安全運航に係る周波数を確保するため、5,030-5,091MHz帯に航空移動（R）業務の周波数を追加する。
- (8) 7850-7900MHz帯における気象衛星（宇宙から地球）業務の拡大  
既存の7750-7850MHz帯の気象衛星（宇宙から地球）業務の周波数に連続して、7850-7900MHz帯に同業務の周波数を追加する。
- (9) 15.4-15.7GHz帯における無線標定業務の拡大  
既存の15.7-17.2GHz帯の無線標定業務の周波数に連続して、15.4-15.7GHz帯に同業務の周波数を追加する。
- (10) 22GHz帯における宇宙研究（地球から宇宙）業務の追加  
将来の宇宙探査用の衛星に使用する周波数を確保するため、22.55 - 23.15 GHz帯に宇宙研究（地球から宇宙）業務の周波数を追加する。
- (11) 24GHz帯における固定衛星（地球から宇宙）業務の拡大  
既存の24.75-25.25GHz帯の固定衛星（地球から宇宙）業務の周波数に連続して、24.65-24.75GHz帯に同業務の周波数を追加する。
- (12) 37-38GHz帯における航空移動業務の削除  
37-38GHz帯の固定業務等を保護するため、航空移動業務を削除する。

<その他>

- (13) 27MHz帯無線操縦用簡易無線業務の削除  
他の周波数帯での普及が進み、現存無線局がないこと及び今後の需要がないことから削除する。〔周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）〕

**3 施行期日**

答申受領後、速やかに周波数割当計画を作成し、官報に掲載する。  
施行日は、平成25年1月1日とする。